

日 薬 業 発 第 50 号  
平成 27 年 5 月 11 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫

### 無資格調剤に関する報道について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、大手の薬局チェーンにおいて、飲み薬の調製や塗り薬の混合等を薬剤師の指示で事務員に行わせていたとの新聞報道がなされました（朝日新聞）。また、同記事では、別の薬局において服薬指導も事務員に行わせていることも報道されています。

日本薬剤師会としては、処方箋を応需し、調製し、服薬指導を行い、患者に薬剤を交付し、処方箋や調剤録に記載すべき内容を記入するまでの一連の行為を「調剤」と捉え、薬剤師が実施すべき行為であると認識し、説明してまいりました。今回の報道内容が事実であるならば、国民若しくは患者の薬局や薬剤師に対する信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾であります。

また、過日には、大手の薬局チェーンにおける薬歴未記載問題が報道され、その際には、会員への研修会の実施等をお願いするとともに、本会として研修用資料の作成・配布を行う予定であることをお知らせしたところです。

薬剤師は、医療の担い手の一員として、薬局は医療提供施設として、国民に対して適切な薬物療法を安全に提供するという責務を負っており、無資格者による調剤や服薬指導が行われているとすれば、薬剤師の存在をも否定されることになると思われなければならぬと考えます。

貴会におかれましては、本問題の重要性に鑑み、法令遵守について改めて会員への周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。